

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和元年6月4日

盛岡広域振興局長 石田知子

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社ベルジョイス
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス沼宮内 岩手郡岩手町大字江刈内第3地割25番2ほか
- (3) 変更しようとする事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (4) 変更する年月日 令和元年6月1日
- (5) 変更の理由 施設運営計画の見直しのため

2 届出年月日 令和元年5月20日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び岩手町役場